

令和3年度 山口県設計標準歩掛表（一般共通編）
新旧対照表

適用基準日：040401

頁	新	旧																																																				
P42 第I編 総則 第3章 一般管理費等及び消費税等相当額 ①一般管理費等	<p style="text-align: center;">040401以降適用</p> <p>2 付 加 利 益 (1) 法人税、都道府県民税、市町村民税等 (2) 株主配当金 (3) 役員賞与（損金算入分を除く） (4) 内部留保金 (5) 支払利息及び割引料、支払保証料その他の営業外費用</p> <p>3 一般管理費等の算定 一般管理費等は、1及び2の額の合計額とし、別表第1の工事原価ごとに求めた一般管理費等率を当該工事原価に乗じて得た額の範囲内とする。 なお、一般管理費等の算定上、対象とする工事原価については、「第2章 ②間接工事費 2. 共通仮設費（2）算定方法 1）率計算による部分の（二）」及び「第2章 ②間接工事費 2. 共通仮設費（2）算定方法 5）間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。</p> <p>4 一般管理費等率の補正 (1) 前払金の保証がある工事において、以下の事項に該当する場合に補正を行う。 なお、前払金の保証がない工事は、一般管理費等の補正の対象外である。 1) 前払金支出割合の相違による取扱い 前払金支出割合が35%以下の場合の一般管理費等率は、別表第2の前払金支出割合区分ごとに定める補正係数を3で算定した一般管理費等率に乗じて得た率とする。 2) 契約の保証に必要な費用の取扱い 前払金支出割合の相違による補正までを行った後に、別表第3の補正值を加算したものを一般管理費等とする。 (2) 支給品等の取扱い 資材等を支給するときは、当該支給品費は一般管理費等算定の基礎となる工事原価に含めないものとする。 (3) 自社製品の取扱い（プレテン桁、組立式橋梁、規格ゲート、標識等を製作専門メーカーに発注する場合）について 自社製品であっても、他社製品と同様に一般管理費等の対象とする。</p> <div style="border: 1px dashed red; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">別表第1 一般管理費等率</p> <p>(1) 前払金支出割合が35%を超え40%以下の場合</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>工 事 原 価</th> <th>500万円以下</th> <th>500万円を超え30億円以下</th> <th>30億円を超えるもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般管理費等率</td> <td>23.57%</td> <td>一般管理費等率算定式により算出された率</td> <td>9.74%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 算定式 [一般管理費等率算定式] $G_p = -4.97802 \times \text{LOG}(C_p) + 56.92101$ (%) ただし、G_p：一般管理費等率 (%) C_p：工事原価 (単位円) (注) 1. G_pの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。 2. 対象とする工事原価については、「第2章 ②間接工事費 2. 共通仮設費（2）算定方法 1）率計算による部分の（二）」及び「第2章 ②間接工事費 2. 共通仮設費（2）算定方法 5）間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。</p> </div> <p>別表第2 一般管理費等率の補正</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>前払金支出割合区分</th> <th>0%を超え5%以下</th> <th>5%を超え15%以下</th> <th>15%を超え25%以下</th> <th>25%を超え35%以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補 正 係 数</td> <td>1.05</td> <td>1.04</td> <td>1.03</td> <td>1.01</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 別表第1で求めた一般管理費等率に当該補正係数に乗じて得た率は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</p> <p>別表第3 契約保証に係る一般管理費等率の補正</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>保 証 の 方 法</th> <th>補正值(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ケース1：発注者が金銭的保証を必要とする場合（工事請負契約書第4条を採用する場合）。</td> <td>0.04</td> </tr> <tr> <td>ケース2：発注者が役務的保証を必要とする場合。</td> <td>0.09</td> </tr> <tr> <td>ケース3：ケース1及び2以外の場合。</td> <td>補正しない</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. ケース-3の具体例は以下のとおり。 予算決算及び会計令第100条の2第1項第1号の規定により工事請負契約書の作成を省略できる工事請負契約である場合 2. 契約保証費を計上する場合は、原則として当初契約の積算に見込むものとする。</p> <p style="text-align: center;">I-3-①-2 42</p>	工 事 原 価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの	一般管理費等率	23.57%	一般管理費等率算定式により算出された率	9.74%	前払金支出割合区分	0%を超え5%以下	5%を超え15%以下	15%を超え25%以下	25%を超え35%以下	補 正 係 数	1.05	1.04	1.03	1.01	保 証 の 方 法	補正值(%)	ケース1：発注者が金銭的保証を必要とする場合（工事請負契約書第4条を採用する場合）。	0.04	ケース2：発注者が役務的保証を必要とする場合。	0.09	ケース3：ケース1及び2以外の場合。	補正しない	<p style="text-align: center;">040401以降適用</p> <p>2 付 加 利 益 (1) 法人税、都道府県民税、市町村民税等 (2) 株主配当金 (3) 役員賞与（損金算入分を除く） (4) 内部留保金 (5) 支払利息及び割引料、支払保証料その他の営業外費用</p> <p>3 一般管理費等の算定 一般管理費等は、1及び2の額の合計額とし、別表第1の工事原価ごとに求めた一般管理費等率を当該工事原価に乗じて得た額の範囲内とする。 なお、一般管理費等の算定上、対象とする工事原価については、「第2章 ②間接工事費 2. 共通仮設費（2）算定方法 1）率計算による部分の（二）」及び「第2章 ②間接工事費 2. 共通仮設費（2）算定方法 5）間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。</p> <p>4 一般管理費等率の補正 (1) 前払金の保証がある工事において、以下の事項に該当する場合に補正を行う。 なお、前払金の保証がない工事は、一般管理費等の補正の対象外である。 1) 前払金支出割合の相違による取扱い 前払金支出割合が35%以下の場合の一般管理費等率は、別表第2の前払金支出割合区分ごとに定める補正係数を3で算定した一般管理費等率に乗じて得た率とする。 2) 契約の保証に必要な費用の取扱い 前払金支出割合の相違による補正までを行った後に、別表第3の補正值を加算したものを一般管理費等とする。 (2) 支給品等の取扱い 資材等を支給するときは、当該支給品費は一般管理費等算定の基礎となる工事原価に含めないものとする。 (3) 自社製品の取扱い（プレテン桁、組立式橋梁、規格ゲート、標識等を製作専門メーカーに発注する場合）について 自社製品であっても、他社製品と同様に一般管理費等の対象とする。</p> <div style="border: 1px dashed red; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">別表第1 一般管理費等率</p> <p>(1) 前払金支出割合が35%を超え40%以下の場合</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>工 事 原 価</th> <th>500万円以下</th> <th>500万円を超え30億円以下</th> <th>30億円を超えるもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般管理費等率</td> <td>22.72%</td> <td>一般管理費等率算定式により算出された率</td> <td>7.47%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 算定式 [一般管理費等率算定式] $G_p = -5.48972 \times \text{LOG}(C_p) + 59.4977$ (%) ただし、G_p：一般管理費等率 (%) C_p：工事原価 (単位円) (注) 1. G_pの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。 2. 対象とする工事原価については、「第2章 ②間接工事費 2. 共通仮設費（2）算定方法 1）率計算による部分の（二）」及び「第2章 ②間接工事費 2. 共通仮設費（2）算定方法 5）間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。</p> </div> <p>別表第2 一般管理費等率の補正</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>前払金支出割合区分</th> <th>0%を超え5%以下</th> <th>5%を超え15%以下</th> <th>15%を超え25%以下</th> <th>25%を超え35%以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補 正 係 数</td> <td>1.05</td> <td>1.04</td> <td>1.03</td> <td>1.01</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 別表第1で求めた一般管理費等率に当該補正係数に乗じて得た率は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</p> <p>別表第3 契約保証に係る一般管理費等率の補正</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>保 証 の 方 法</th> <th>補正值(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ケース1：発注者が金銭的保証を必要とする場合（工事請負契約書第4条を採用する場合）。</td> <td>0.04</td> </tr> <tr> <td>ケース2：発注者が役務的保証を必要とする場合。</td> <td>0.09</td> </tr> <tr> <td>ケース3：ケース1及び2以外の場合。</td> <td>補正しない</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. ケース-3の具体例は以下のとおり。 予算決算及び会計令第100条の2第1項第1号の規定により工事請負契約書の作成を省略できる工事請負契約である場合 2. 契約保証費を計上する場合は、原則として当初契約の積算に見込むものとする。</p> <p style="text-align: center;">I-3-①-2 42</p>	工 事 原 価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの	一般管理費等率	22.72%	一般管理費等率算定式により算出された率	7.47%	前払金支出割合区分	0%を超え5%以下	5%を超え15%以下	15%を超え25%以下	25%を超え35%以下	補 正 係 数	1.05	1.04	1.03	1.01	保 証 の 方 法	補正值(%)	ケース1：発注者が金銭的保証を必要とする場合（工事請負契約書第4条を採用する場合）。	0.04	ケース2：発注者が役務的保証を必要とする場合。	0.09	ケース3：ケース1及び2以外の場合。	補正しない
工 事 原 価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの																																																			
一般管理費等率	23.57%	一般管理費等率算定式により算出された率	9.74%																																																			
前払金支出割合区分	0%を超え5%以下	5%を超え15%以下	15%を超え25%以下	25%を超え35%以下																																																		
補 正 係 数	1.05	1.04	1.03	1.01																																																		
保 証 の 方 法	補正值(%)																																																					
ケース1：発注者が金銭的保証を必要とする場合（工事請負契約書第4条を採用する場合）。	0.04																																																					
ケース2：発注者が役務的保証を必要とする場合。	0.09																																																					
ケース3：ケース1及び2以外の場合。	補正しない																																																					
工 事 原 価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの																																																			
一般管理費等率	22.72%	一般管理費等率算定式により算出された率	7.47%																																																			
前払金支出割合区分	0%を超え5%以下	5%を超え15%以下	15%を超え25%以下	25%を超え35%以下																																																		
補 正 係 数	1.05	1.04	1.03	1.01																																																		
保 証 の 方 法	補正值(%)																																																					
ケース1：発注者が金銭的保証を必要とする場合（工事請負契約書第4条を採用する場合）。	0.04																																																					
ケース2：発注者が役務的保証を必要とする場合。	0.09																																																					
ケース3：ケース1及び2以外の場合。	補正しない																																																					

令和3年度 山口県設計標準歩掛表（道路編・電気（電気通信）編・河川編・機械設備編）
 新旧対照表

適用基準日：040401

頁	新	旧
<p>P272</p> <p>第IV編 道路 第7編 橋梁工 ①鋼橋製作工</p>	<p style="text-align: center;">040401以降適用</p> <p>2) 間接工事費 間接工事費は、間接労務費と工場管理費からなる。 ・間接労務費（SE331） 間接労務費は工場製作にかかる間接費で、間接作業資金、事務技術職員給与、間接外注費、横持運搬費からなり、製作費の中に計上された直接労務費に対して、間接労務費率 40.8% を乗じて求める。 ・工場管理費 工場管理費は工場製作にかかる間接費で、福利厚生費、修繕維持費、事務用品費、通信・交通費、動力・用水・光熱費、交際費、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、動産賃貸料、電算関係費、雑費からなり、直接工事費と間接労務費の和である純工事費から材料費（但し、工場塗装に係る材料費は除く）を除いた額に工場管理費率 33.5% を乗じて求める。</p> <p>3) 一般管理費等 一般管理費等は、工場製作原価（直接工事費+間接工事費）に「第1編第3章①一般管理費等」に規定する一般管理費等率を乗じて求める。</p> <p>4) 消費税等相当額 消費税等相当額は、工事価格に消費税の税率を乗じて得た額を積算するものとする。</p> <p>5) 材料等の価格等の取扱い 工事価格に係る各費目の積算に使用する材料等の価格等は、消費税等相当分を含まないものとする。</p> <p>(2) 架設工事 1) 直接工事費 直接工事費は、輸送費、架設費、現場塗装費及び橋面工事費（床版工事費、照明工事費など）について積算するものとする。 2) 間接工事費 間接工事費は、共通仮設費と現場管理費からなるものであり、「第1編第2章工事費の積算②間接工事費」によって求める。 3) 一般管理費等 一般管理費等は、架設工事原価（直接工事費+間接工事費）に「第1編第3章①一般管理費等」に規定する一般管理費等率を乗じて求める。 4) 消費税等相当額 消費税等相当額は、工事価格に消費税の税率を乗じて得た額を積算するものとする。 5) 材料等の価格等の取扱い 工事価格に係る各費目の積算に使用する材料等の価格等は、消費税等相当分を含まないものとする。</p> <p>(3) 架設工事</p> <p>2. 材 料 費 2-1 鋼材単価の決定時期 鋼材単価は、原則として入札時における市場価格とする。 2-2 鋼材のベース価格 ベース価格とは、一般に鋼材の販売価格の基礎となるものであって、定められた基準のものをいい、積算においては原則として物価資料による高炉メーカーの販売価格によるものとする。 ただし、ボルト類、鉄筋用丸鋼、鋳鍛造品、非鉄金属、パイプ等は、高炉メーカー以外の製品を使用し得る。 2-3 エキストラ (1) 規格エキストラ 形鋼、鋼板ともに、物価資料等に示された規格エキストラ（特別仕様エキストラ含む）を加算する。 (2) 寸法エキストラ（鋼板についてのみ適用する） 1) 中厚板（中板、厚板） 標準的な寸法、構造諸元の橋梁の場合、巾、長さに関する寸法エキストラとしては、次の値を標準として用いてよい。</p> <p style="text-align: center;">IV-7-①-2 272</p>	<p style="text-align: center;">031001以降適用(031028訂正)</p> <p>2) 間接工事費 間接工事費は、間接労務費と工場管理費からなる。 ・間接労務費（SE331） 間接労務費は工場製作にかかる間接費で、間接作業資金、事務技術職員給与、間接外注費、横持運搬費からなり、製作費の中に計上された直接労務費に対して、間接労務費率 37.6% を乗じて求める。 ・工場管理費 工場管理費は工場製作にかかる間接費で、福利厚生費、修繕維持費、事務用品費、通信・交通費、動力・用水・光熱費、交際費、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、動産賃貸料、電算関係費、雑費からなり、直接工事費と間接労務費の和である純工事費から材料費（但し、工場塗装に係る材料費は除く）を除いた額に工場管理費率 28.8% を乗じて求める。</p> <p>3) 一般管理費等 一般管理費等は、工場製作原価（直接工事費+間接工事費）に「第1編第3章①一般管理費等」に規定する一般管理費等率を乗じて求める。</p> <p>4) 消費税等相当額 消費税等相当額は、工事価格に消費税の税率を乗じて得た額を積算するものとする。</p> <p>5) 材料等の価格等の取扱い 工事価格に係る各費目の積算に使用する材料等の価格等は、消費税等相当分を含まないものとする。</p> <p>(2) 架設工事 1) 直接工事費 直接工事費は、輸送費、架設費、現場塗装費及び橋面工事費（床版工事費、照明工事費など）について積算するものとする。 2) 間接工事費 間接工事費は、共通仮設費と現場管理費からなるものであり、「第1編第2章工事費の積算②間接工事費」によって求める。 3) 一般管理費等 一般管理費等は、架設工事原価（直接工事費+間接工事費）に「第1編第3章①一般管理費等」に規定する一般管理費等率を乗じて求める。 4) 消費税等相当額 消費税等相当額は、工事価格に消費税の税率を乗じて得た額を積算するものとする。 5) 材料等の価格等の取扱い 工事価格に係る各費目の積算に使用する材料等の価格等は、消費税等相当分を含まないものとする。</p> <p>(3) 架設工事</p> <p>2. 材 料 費 2-1 鋼材単価の決定時期 鋼材単価は、原則として入札時における市場価格とする。 2-2 鋼材のベース価格 ベース価格とは、一般に鋼材の販売価格の基礎となるものであって、定められた基準のものをいい、積算においては原則として物価資料による高炉メーカーの販売価格によるものとする。 ただし、ボルト類、鉄筋用丸鋼、鋳鍛造品、非鉄金属、パイプ等は、高炉メーカー以外の製品を使用し得る。 2-3 エキストラ (1) 規格エキストラ 形鋼、鋼板ともに、物価資料等に示された規格エキストラ（特別仕様エキストラ含む）を加算する。 (2) 寸法エキストラ（鋼板についてのみ適用する） 1) 中厚板（中板、厚板） 標準的な寸法、構造諸元の橋梁の場合、巾、長さに関する寸法エキストラとしては、次の値を標準として用いてよい。</p> <p style="text-align: center;">IV-7-①-2 272</p>

令和3年度 山口県設計標準歩掛表（道路編・電気（電気通信）編・河川編・機械設備編）
 新旧対照表

適用基準日：040401

頁	新	旧																																																																																																																																																																																																																																																											
P802 第IX編 機械設備 第1章 一般共通 ⑤請負工事費の積算	040401以降適用	031001以降適用(031028訂正)																																																																																																																																																																																																																																																											
	<p style="text-align: center;">表-1・9 標準設計技術費率</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">対象額 適用区分</th> <th colspan="2">1,000万円以下</th> <th colspan="2">1,000万円を超え10億円以下</th> <th rowspan="3">10億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th colspan="2">下配の率とする。</th> <th colspan="2">(3)の算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下配による。</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>A</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工種区分</td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td>下配の率とする。</td> </tr> <tr> <td>水門設備（小形水門設備除く）</td> <td>3.32</td> <td>23.589</td> <td>-0.1217</td> <td></td> <td>1.89</td> </tr> <tr> <td>ゴム引布製起伏ゲート設備</td> <td>4.22</td> <td>743.22</td> <td>-0.3209</td> <td></td> <td>0.96</td> </tr> <tr> <td>揚排水ポンプ設備</td> <td>4.47</td> <td>65.910</td> <td>-0.1669</td> <td></td> <td>2.07</td> </tr> <tr> <td>ダム施工機械設備</td> <td>4.28</td> <td>13.580</td> <td>-0.0717</td> <td></td> <td>3.07</td> </tr> <tr> <td>トンネル換気設備、駐車場設備、道路用昇降設備</td> <td>2.77</td> <td>47.925</td> <td>-0.1769</td> <td></td> <td>1.23</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">対象額 適用区分</th> <th colspan="2">500万円以下</th> <th colspan="2">500万円を超え2億円以下</th> <th rowspan="3">2億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th colspan="2">下配の率とする。</th> <th colspan="2">(3)の算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下配による。</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>A</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工種区分</td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td>下配の率とする。</td> </tr> <tr> <td>小形水門設備</td> <td>3.68</td> <td>350.05</td> <td>-0.2953</td> <td></td> <td>1.24</td> </tr> <tr> <td>除塵設備</td> <td>3.77</td> <td>170.04</td> <td>-0.2469</td> <td></td> <td>1.52</td> </tr> <tr> <td>ダム管理設備</td> <td>3.62</td> <td>70.164</td> <td>-0.1922</td> <td></td> <td>1.78</td> </tr> <tr> <td>トンネル非常用施設</td> <td>3.21</td> <td>43.530</td> <td>-0.1690</td> <td></td> <td>1.72</td> </tr> <tr> <td>車両重量計設備、車両計測設備</td> <td>3.55</td> <td>25.921</td> <td>-0.1289</td> <td></td> <td>2.21</td> </tr> <tr> <td>消塵管設備</td> <td>2.80</td> <td>351.05</td> <td>-0.3131</td> <td></td> <td>0.88</td> </tr> <tr> <td>道路排水設備・共同溝付帯設備</td> <td>4.34</td> <td>40.425</td> <td>-0.1447</td> <td></td> <td>2.54</td> </tr> <tr> <td>鋼製付属設備（単独工事に適用）</td> <td>3.68</td> <td>350.05</td> <td>-0.2953</td> <td></td> <td>1.24</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 算定式 $Se = A \cdot P^b$ ただし Se : 標準設計技術費率 (%) P : 対象額 (円) A・b : 変数値 (注) Seの値は、小数点以下第3位を四捨五入して第2位止めとする。</p> <div style="border: 1px dashed red; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">表-1・10 標準一般管理費等率</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>対象額</th> <th>標準一般管理費等率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>500万円以下</td> <td>26.17%</td> </tr> <tr> <td>500万円を超え30億円以下</td> <td>$G_1 = -1.4357 \log(C_1) + 25.789$ ただし、G_1: 標準一般管理費等率 (%) C_1: 対象額 (円)</td> </tr> <tr> <td>30億円を超えるもの</td> <td>22.18%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) G_1の値は、小数点以下第3位を四捨五入して第2位止めとする。</p> </div>	対象額 適用区分	1,000万円以下		1,000万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの	下配の率とする。		(3)の算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下配による。				A	b	工種区分					下配の率とする。	水門設備（小形水門設備除く）	3.32	23.589	-0.1217		1.89	ゴム引布製起伏ゲート設備	4.22	743.22	-0.3209		0.96	揚排水ポンプ設備	4.47	65.910	-0.1669		2.07	ダム施工機械設備	4.28	13.580	-0.0717		3.07	トンネル換気設備、駐車場設備、道路用昇降設備	2.77	47.925	-0.1769		1.23	対象額 適用区分	500万円以下		500万円を超え2億円以下		2億円を超えるもの	下配の率とする。		(3)の算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下配による。				A	b	工種区分					下配の率とする。	小形水門設備	3.68	350.05	-0.2953		1.24	除塵設備	3.77	170.04	-0.2469		1.52	ダム管理設備	3.62	70.164	-0.1922		1.78	トンネル非常用施設	3.21	43.530	-0.1690		1.72	車両重量計設備、車両計測設備	3.55	25.921	-0.1289		2.21	消塵管設備	2.80	351.05	-0.3131		0.88	道路排水設備・共同溝付帯設備	4.34	40.425	-0.1447		2.54	鋼製付属設備（単独工事に適用）	3.68	350.05	-0.2953		1.24	対象額	標準一般管理費等率	500万円以下	26.17%	500万円を超え30億円以下	$G_1 = -1.4357 \log(C_1) + 25.789$ ただし、 G_1 : 標準一般管理費等率 (%) C_1 : 対象額 (円)	30億円を超えるもの	22.18%	<p style="text-align: center;">表-1・9 標準設計技術費率</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">対象額 適用区分</th> <th colspan="2">1,000万円以下</th> <th colspan="2">1,000万円を超え10億円以下</th> <th rowspan="3">10億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th colspan="2">下配の率とする。</th> <th colspan="2">(3)の算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下配による。</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>A</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工種区分</td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td>下配の率とする。</td> </tr> <tr> <td>水門設備（小形水門設備除く）</td> <td>3.32</td> <td>23.589</td> <td>-0.1217</td> <td></td> <td>1.89</td> </tr> <tr> <td>ゴム引布製起伏ゲート設備</td> <td>4.22</td> <td>743.22</td> <td>-0.3209</td> <td></td> <td>0.96</td> </tr> <tr> <td>揚排水ポンプ設備</td> <td>4.47</td> <td>65.910</td> <td>-0.1669</td> <td></td> <td>2.07</td> </tr> <tr> <td>ダム施工機械設備</td> <td>4.28</td> <td>13.580</td> <td>-0.0717</td> <td></td> <td>3.07</td> </tr> <tr> <td>トンネル換気設備、駐車場設備、道路用昇降設備</td> <td>2.77</td> <td>47.925</td> <td>-0.1769</td> <td></td> <td>1.23</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">対象額 適用区分</th> <th colspan="2">500万円以下</th> <th colspan="2">500万円を超え2億円以下</th> <th rowspan="3">2億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th colspan="2">下配の率とする。</th> <th colspan="2">(3)の算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下配による。</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>A</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工種区分</td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td>下配の率とする。</td> </tr> <tr> <td>小形水門設備</td> <td>3.68</td> <td>350.05</td> <td>-0.2953</td> <td></td> <td>1.24</td> </tr> <tr> <td>除塵設備</td> <td>3.77</td> <td>170.04</td> <td>-0.2469</td> <td></td> <td>1.52</td> </tr> <tr> <td>ダム管理設備</td> <td>3.62</td> <td>70.164</td> <td>-0.1922</td> <td></td> <td>1.78</td> </tr> <tr> <td>トンネル非常用施設</td> <td>3.21</td> <td>43.530</td> <td>-0.1690</td> <td></td> <td>1.72</td> </tr> <tr> <td>車両重量計設備、車両計測設備</td> <td>3.55</td> <td>25.921</td> <td>-0.1289</td> <td></td> <td>2.21</td> </tr> <tr> <td>消塵管設備</td> <td>2.80</td> <td>351.05</td> <td>-0.3131</td> <td></td> <td>0.88</td> </tr> <tr> <td>道路排水設備・共同溝付帯設備</td> <td>4.34</td> <td>40.425</td> <td>-0.1447</td> <td></td> <td>2.54</td> </tr> <tr> <td>鋼製付属設備（単独工事に適用）</td> <td>3.68</td> <td>350.05</td> <td>-0.2953</td> <td></td> <td>1.24</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 算定式 $Se = A \cdot P^b$ ただし Se : 標準設計技術費率 (%) P : 対象額 (円) A・b : 変数値 (注) Seの値は、小数点以下第3位を四捨五入して第2位止めとする。</p> <div style="border: 1px dashed red; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">表-1・10 標準一般管理費等率</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>対象額</th> <th>標準一般管理費等率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>500万円以下</td> <td>27.00%</td> </tr> <tr> <td>500万円を超え30億円以下</td> <td>$G_1 = -2.9840 \log(C_1) + 46.802$ ただし、G_1: 標準一般管理費等率 (%) C_1: 対象額 (円)</td> </tr> <tr> <td>30億円を超えるもの</td> <td>18.76%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) G_1の値は、小数点以下第3位を四捨五入して第2位止めとする。</p> </div>	対象額 適用区分	1,000万円以下		1,000万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの	下配の率とする。		(3)の算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下配による。				A	b	工種区分					下配の率とする。	水門設備（小形水門設備除く）	3.32	23.589	-0.1217		1.89	ゴム引布製起伏ゲート設備	4.22	743.22	-0.3209		0.96	揚排水ポンプ設備	4.47	65.910	-0.1669		2.07	ダム施工機械設備	4.28	13.580	-0.0717		3.07	トンネル換気設備、駐車場設備、道路用昇降設備	2.77	47.925	-0.1769		1.23	対象額 適用区分	500万円以下		500万円を超え2億円以下		2億円を超えるもの	下配の率とする。		(3)の算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下配による。				A	b	工種区分					下配の率とする。	小形水門設備	3.68	350.05	-0.2953		1.24	除塵設備	3.77	170.04	-0.2469		1.52	ダム管理設備	3.62	70.164	-0.1922		1.78	トンネル非常用施設	3.21	43.530	-0.1690		1.72	車両重量計設備、車両計測設備	3.55	25.921	-0.1289		2.21	消塵管設備	2.80	351.05	-0.3131		0.88	道路排水設備・共同溝付帯設備	4.34	40.425	-0.1447		2.54	鋼製付属設備（単独工事に適用）	3.68	350.05	-0.2953		1.24	対象額	標準一般管理費等率	500万円以下	27.00%	500万円を超え30億円以下	$G_1 = -2.9840 \log(C_1) + 46.802$ ただし、 G_1 : 標準一般管理費等率 (%) C_1 : 対象額 (円)	30億円を超えるもの
対象額 適用区分	1,000万円以下		1,000万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの																																																																																																																																																																																																																																																								
	下配の率とする。		(3)の算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下配による。																																																																																																																																																																																																																																																										
			A	b																																																																																																																																																																																																																																																									
工種区分					下配の率とする。																																																																																																																																																																																																																																																								
水門設備（小形水門設備除く）	3.32	23.589	-0.1217		1.89																																																																																																																																																																																																																																																								
ゴム引布製起伏ゲート設備	4.22	743.22	-0.3209		0.96																																																																																																																																																																																																																																																								
揚排水ポンプ設備	4.47	65.910	-0.1669		2.07																																																																																																																																																																																																																																																								
ダム施工機械設備	4.28	13.580	-0.0717		3.07																																																																																																																																																																																																																																																								
トンネル換気設備、駐車場設備、道路用昇降設備	2.77	47.925	-0.1769		1.23																																																																																																																																																																																																																																																								
対象額 適用区分	500万円以下		500万円を超え2億円以下		2億円を超えるもの																																																																																																																																																																																																																																																								
	下配の率とする。		(3)の算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下配による。																																																																																																																																																																																																																																																										
			A	b																																																																																																																																																																																																																																																									
工種区分					下配の率とする。																																																																																																																																																																																																																																																								
小形水門設備	3.68	350.05	-0.2953		1.24																																																																																																																																																																																																																																																								
除塵設備	3.77	170.04	-0.2469		1.52																																																																																																																																																																																																																																																								
ダム管理設備	3.62	70.164	-0.1922		1.78																																																																																																																																																																																																																																																								
トンネル非常用施設	3.21	43.530	-0.1690		1.72																																																																																																																																																																																																																																																								
車両重量計設備、車両計測設備	3.55	25.921	-0.1289		2.21																																																																																																																																																																																																																																																								
消塵管設備	2.80	351.05	-0.3131		0.88																																																																																																																																																																																																																																																								
道路排水設備・共同溝付帯設備	4.34	40.425	-0.1447		2.54																																																																																																																																																																																																																																																								
鋼製付属設備（単独工事に適用）	3.68	350.05	-0.2953		1.24																																																																																																																																																																																																																																																								
対象額	標準一般管理費等率																																																																																																																																																																																																																																																												
500万円以下	26.17%																																																																																																																																																																																																																																																												
500万円を超え30億円以下	$G_1 = -1.4357 \log(C_1) + 25.789$ ただし、 G_1 : 標準一般管理費等率 (%) C_1 : 対象額 (円)																																																																																																																																																																																																																																																												
30億円を超えるもの	22.18%																																																																																																																																																																																																																																																												
対象額 適用区分	1,000万円以下		1,000万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの																																																																																																																																																																																																																																																								
	下配の率とする。		(3)の算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下配による。																																																																																																																																																																																																																																																										
			A	b																																																																																																																																																																																																																																																									
工種区分					下配の率とする。																																																																																																																																																																																																																																																								
水門設備（小形水門設備除く）	3.32	23.589	-0.1217		1.89																																																																																																																																																																																																																																																								
ゴム引布製起伏ゲート設備	4.22	743.22	-0.3209		0.96																																																																																																																																																																																																																																																								
揚排水ポンプ設備	4.47	65.910	-0.1669		2.07																																																																																																																																																																																																																																																								
ダム施工機械設備	4.28	13.580	-0.0717		3.07																																																																																																																																																																																																																																																								
トンネル換気設備、駐車場設備、道路用昇降設備	2.77	47.925	-0.1769		1.23																																																																																																																																																																																																																																																								
対象額 適用区分	500万円以下		500万円を超え2億円以下		2億円を超えるもの																																																																																																																																																																																																																																																								
	下配の率とする。		(3)の算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下配による。																																																																																																																																																																																																																																																										
			A	b																																																																																																																																																																																																																																																									
工種区分					下配の率とする。																																																																																																																																																																																																																																																								
小形水門設備	3.68	350.05	-0.2953		1.24																																																																																																																																																																																																																																																								
除塵設備	3.77	170.04	-0.2469		1.52																																																																																																																																																																																																																																																								
ダム管理設備	3.62	70.164	-0.1922		1.78																																																																																																																																																																																																																																																								
トンネル非常用施設	3.21	43.530	-0.1690		1.72																																																																																																																																																																																																																																																								
車両重量計設備、車両計測設備	3.55	25.921	-0.1289		2.21																																																																																																																																																																																																																																																								
消塵管設備	2.80	351.05	-0.3131		0.88																																																																																																																																																																																																																																																								
道路排水設備・共同溝付帯設備	4.34	40.425	-0.1447		2.54																																																																																																																																																																																																																																																								
鋼製付属設備（単独工事に適用）	3.68	350.05	-0.2953		1.24																																																																																																																																																																																																																																																								
対象額	標準一般管理費等率																																																																																																																																																																																																																																																												
500万円以下	27.00%																																																																																																																																																																																																																																																												
500万円を超え30億円以下	$G_1 = -2.9840 \log(C_1) + 46.802$ ただし、 G_1 : 標準一般管理費等率 (%) C_1 : 対象額 (円)																																																																																																																																																																																																																																																												
30億円を超えるもの	18.76%																																																																																																																																																																																																																																																												
	IX-1-29 802	IX-1-29 802																																																																																																																																																																																																																																																											

令和3年度 山口県設計標準歩掛表（港湾編）
新旧対照表

適用基準日：040401

頁	新	旧																																																						
<p>P54</p> <p>第1部 港湾土木請負工事積算基準 第2章 工事費の積算 2節 間接工事費 2 共通仮設費</p>	<p style="text-align: center;">040401以降適用</p> <p>(2) 共通仮設費率の補正 ①施工地域、工事場所による補正 施工地域、工事場所を考慮した共通仮設費率の補正は、「表-① 共通仮設費率」により求めた率に下表の補正値を加算する。</p> <p style="text-align: center;">表-2 施工地域等別の共通仮設費率補正表</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="2">施工地域・工事場所区分</th> <th>補正値(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">国際戦略港湾・国際拠点港湾</td> <td>2.0</td> </tr> <tr> <td colspan="2">重要港湾・地方港湾(1)</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td colspan="2">地方港湾(2)</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地方港湾(3)</td> <td>工事場所が一般交通等の影響を受ける場合</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td>工事場所が一般交通等の影響を受けない場合</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>注)1. 施工地域の区分は、以下のとおりとする。 国際戦略港湾・国際拠点港湾：施工地域が国際戦略港湾・国際拠点港湾の場合をいう。 重要港湾：施工地域が重要港湾の場合をいう。 地方港湾(1)：施工地域が人口集中区域、およびこれに準ずる港湾の場合をいう。(表-7参照) 地方港湾(2)：施工地域が人事院規則における特勤勤務手当を支給するために指定した港湾、およびこれに準ずる港湾の場合をいう。 地方港湾(3)：施工地域が上記以外の港湾の場合をいう。 2. 地方港湾(3)における工事場所の区分は以下のとおりとする。 一般交通等の影響を受ける場合：①工事場所において、船舶交通・一般交通の影響を受ける場合 ②工事場所において、地下埋設物件の影響を受ける場合 ③工事場所において、50m以内に人家等が連なっている場合</p> <div style="border: 1px dashed red; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>②海上輸送に要する補正 海上作業がある工事については、現場労働者、現場従業員および作業船乗組員等の海上輸送費用として「表-①共通仮設費率」により求めた率に下表の補正係数を乗じるものとする。 なお、海上作業とは現場労働者、現場従業員および作業船乗組員が陸路で直接現場までの移動が困難な場合をいう。 陸上作業と混在する場合の計上の有無の判断基準は海上作業の有無によるものとし、海上作業がある場合は、補正係数を乗じるものとする。 また、現場条件や施工内容により、別途計上できるものとする。</p> <p style="text-align: center;">表-3 工種区分別の共通仮設費率補正表</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="2">工種区分</th> <th>補正係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>港湾工事</td> <td>浚渫工事</td> <td>1.28</td> </tr> <tr> <td>港湾工事</td> <td>構造物工事</td> <td>1.68</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 海岸工事(港湾に関わる海岸)については、海上作業がある工事は、別途計上するものとする。</p> <p>③共通仮設費率補正の計算 共通仮設費率=共通仮設費率(xr)×海上輸送に要する補正係数+施工地域、工事場所による補正値 (小数第3位四捨五入)</p> </div> <p>2) 積上げ計算による部分 (1) 積上げ計算による額の算定 現場条件等を的確に把握することにより、必要額を適正に積上げるものとする。 (2) 条件明示 安全対策上、重要な仮設物等については、設計図書に条件明示する。</p> <p style="text-align: center;">2-2-2 54</p>	施工地域・工事場所区分		補正値(%)	国際戦略港湾・国際拠点港湾		2.0	重要港湾・地方港湾(1)		1.5	地方港湾(2)		1.0	地方港湾(3)	工事場所が一般交通等の影響を受ける場合	1.5	工事場所が一般交通等の影響を受けない場合	—	工種区分		補正係数	港湾工事	浚渫工事	1.28	港湾工事	構造物工事	1.68	<p style="text-align: right;">040315以降適用</p> <p>(2) 共通仮設費率の補正 ①施工地域、工事場所による補正 施工地域、工事場所を考慮した共通仮設費率の補正は、「表-① 共通仮設費率」により求めた率に下表の補正値を加算する。</p> <p style="text-align: center;">表-2 施工地域等別の共通仮設費率補正表</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="2">施工地域・工事場所区分</th> <th>補正値(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">国際戦略港湾・国際拠点港湾</td> <td>2.0</td> </tr> <tr> <td colspan="2">重要港湾・地方港湾(1)</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td colspan="2">地方港湾(2)</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地方港湾(3)</td> <td>工事場所が一般交通等の影響を受ける場合</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td>工事場所が一般交通等の影響を受けない場合</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>注)1. 施工地域の区分は、以下のとおりとする。 国際戦略港湾・国際拠点港湾：施工地域が国際戦略港湾・国際拠点港湾の場合をいう。 重要港湾：施工地域が重要港湾の場合をいう。 地方港湾(1)：施工地域が人口集中区域、およびこれに準ずる港湾の場合をいう。(表-7参照) 地方港湾(2)：施工地域が人事院規則における特勤勤務手当を支給するために指定した港湾、およびこれに準ずる港湾の場合をいう。 地方港湾(3)：施工地域が上記以外の港湾の場合をいう。 2. 地方港湾(3)における工事場所の区分は以下のとおりとする。 一般交通等の影響を受ける場合：①工事場所において、船舶交通・一般交通の影響を受ける場合 ②工事場所において、地下埋設物件の影響を受ける場合 ③工事場所において、50m以内に人家等が連なっている場合</p> <div style="border: 1px dashed red; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>②海上輸送に要する補正 海上作業がある工事については、労働者および作業船乗組員等の海上輸送費用として「表-①共通仮設費率」により求めた率に下表の補正値を加算する。 なお、海上作業とは作業員および作業船乗組員が陸路で直接現場までの移動が困難な場合をいう。 陸上作業と混在する場合の計上の有無および適用工種区分についての判断基準は当該工事の金額によるものとする。</p> <p style="text-align: center;">表-3 工種区分別の共通仮設費率補正表</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="2">工種区分</th> <th>補正値(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">港湾工事</td> <td>浚渫工事</td> <td>0.8</td> </tr> <tr> <td>構造物工事</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td colspan="2">海岸工事(港湾に関わる海岸)</td> <td>0.6</td> </tr> </tbody> </table> </div> <p>2) 積上げ計算による部分 (1) 積上げ計算による額の算定 現場条件等を的確に把握することにより、必要額を適正に積上げるものとする。 (2) 条件明示 安全対策上、重要な仮設物等については、設計図書に条件明示する。</p> <p style="text-align: center;">2-2-2 54</p>	施工地域・工事場所区分		補正値(%)	国際戦略港湾・国際拠点港湾		2.0	重要港湾・地方港湾(1)		1.5	地方港湾(2)		1.0	地方港湾(3)	工事場所が一般交通等の影響を受ける場合	1.5	工事場所が一般交通等の影響を受けない場合	—	工種区分		補正値(%)	港湾工事	浚渫工事	0.8	構造物工事	0.6	海岸工事(港湾に関わる海岸)		0.6
施工地域・工事場所区分		補正値(%)																																																						
国際戦略港湾・国際拠点港湾		2.0																																																						
重要港湾・地方港湾(1)		1.5																																																						
地方港湾(2)		1.0																																																						
地方港湾(3)	工事場所が一般交通等の影響を受ける場合	1.5																																																						
	工事場所が一般交通等の影響を受けない場合	—																																																						
工種区分		補正係数																																																						
港湾工事	浚渫工事	1.28																																																						
港湾工事	構造物工事	1.68																																																						
施工地域・工事場所区分		補正値(%)																																																						
国際戦略港湾・国際拠点港湾		2.0																																																						
重要港湾・地方港湾(1)		1.5																																																						
地方港湾(2)		1.0																																																						
地方港湾(3)	工事場所が一般交通等の影響を受ける場合	1.5																																																						
	工事場所が一般交通等の影響を受けない場合	—																																																						
工種区分		補正値(%)																																																						
港湾工事	浚渫工事	0.8																																																						
	構造物工事	0.6																																																						
海岸工事(港湾に関わる海岸)		0.6																																																						

令和3年度 山口県設計標準歩掛表（港湾編）
新旧対照表

適用基準日：040401

頁	新	旧																																																			
P69 第1部 港湾土木請負工事積算基準 第2章 工事費の積算 3節 一般管理費等 1 一般管理費等の算定	<p>040401以降適用</p> <p>3節 一般管理費等</p> <p>1. 一般管理費等の算定 一般管理費等は、「表-④ 一般管理費等率」の工事原価ごとに求めた一般管理費等率を、当該工事原価に乘じて得た額の範囲内とする。 工事原価は純工事費および現場管理費の合計額とする。資材等を支給する際の当該支給品費および貨与船舶機械の評価額は、一般管理費等算出の基礎となる工事原価に含めないものとする。</p> <p>2. 一般管理費等率の補正 2-1 前払金支出割合による補正 前払い金支出割合による補正後の一般管理費等率は、「表-⑤ 前払金支出割合による一般管理費等率の補正」の前払い金支出割合区分ごとに定める補正係数を上記「1. 一般管理費等の算定」で算出した一般管理費等率に乘じて得た率とする。</p> <p>2-2 補正後の一般管理費等率の算定 補正後の一般管理費等率の算定は、下式による。 $G_P' = \gamma \times G_P$ (小数3位四捨五入) ここに、 G_P' : 補正後の一般管理費等率 G_P : 「表-④ 一般管理費等率」により求めた一般管理費等率 (%) γ : 前払金支出割合による一般管理費等率の補正係数</p> <p>2-3 契約の保証に必要な費用の取扱い 前払金支出割合による補正までを行った後に、「表-⑥ 契約保証に係る一般管理費等率の補正」の補正値を加算したものを一般管理費等とする。</p>	<p>040315以降適用</p> <p>3節 一般管理費等</p> <p>1. 一般管理費等の算定 一般管理費等は、「表-④ 一般管理費等率」の工事原価ごとに求めた一般管理費等率を、当該工事原価に乘じて得た額の範囲内とする。 工事原価は純工事費および現場管理費の合計額とする。資材等を支給する際の当該支給品費および貨与船舶機械の評価額は、一般管理費等算出の基礎となる工事原価に含めないものとする。</p> <p>2. 一般管理費等率の補正 2-1 前払金支出割合による補正 前払い金支出割合による補正後の一般管理費等率は、「表-⑤ 前払金支出割合による一般管理費等率の補正」の前払い金支出割合区分ごとに定める補正係数を上記「1. 一般管理費等の算定」で算出した一般管理費等率に乘じて得た率とする。</p> <p>2-2 補正後の一般管理費等率の算定 補正後の一般管理費等率の算定は、下式による。 $G_P' = \gamma \times G_P$ (小数3位四捨五入) ここに、 G_P' : 補正後の一般管理費等率 G_P : 「表-④ 一般管理費等率」により求めた一般管理費等率 (%) γ : 前払金支出割合による一般管理費等率の補正係数</p> <p>2-3 契約の保証に必要な費用の取扱い 前払金支出割合による補正までを行った後に、「表-⑥ 契約保証に係る一般管理費等率の補正」の補正値を加算したものを一般管理費等とする。</p>																																																			
	<p>表-④ 一般管理費等率</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工事原価 適用区分等</th> <th>500万円以下</th> <th colspan="2">500万円を超え30億円以下</th> <th>30億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>下記の率とする</th> <th colspan="2">算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による</th> <th>下記の率とする</th> </tr> <tr> <td>一般管理費等率</td> <td>23.57 %</td> <td>a</td> <td>b</td> <td>9.74 %</td> </tr> </thead> </table> <p style="text-align: center;">一般管理費等率の算定式 $G_P = a \cdot \log(C_P) + b$ (小数3位四捨五入) ただし、 G_P : 一般管理費等率 (%) C_P : 工事原価 (円)</p> <p>表-⑤ 前払金支出割合による一般管理費等率の補正</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>前払い金支出割合区分</th> <th>5%以下</th> <th>5%を超え 15%以下</th> <th>15%を超え 25%以下</th> <th>25%を超え 35%以下</th> <th>35%を 超える場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補正係数 (γ)</td> <td>1.05</td> <td>1.04</td> <td>1.03</td> <td>1.01</td> <td>1.00</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">2-3-1 69</p>	工事原価 適用区分等	500万円以下	500万円を超え30億円以下		30億円を超えるもの	下記の率とする	算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		下記の率とする	一般管理費等率	23.57 %	a	b	9.74 %	前払い金支出割合区分	5%以下	5%を超え 15%以下	15%を超え 25%以下	25%を超え 35%以下	35%を 超える場合	補正係数 (γ)	1.05	1.04	1.03	1.01	1.00	<p>表-④ 一般管理費等率</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工事原価 適用区分等</th> <th>500万円以下</th> <th>500万円を超え30億円以下</th> <th colspan="2">30億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>下記の率とする</th> <th>算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による</th> <th>a</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般管理費等率</td> <td>22.72 %</td> <td>-5.48972</td> <td>59.4977</td> <td>7.47 %</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">一般管理費等率の算定式 $G_P = a \cdot \log(C_P) + b$ (小数3位四捨五入) ただし、 G_P : 一般管理費等率 (%) C_P : 工事原価 (円)</p> <p>表-⑤ 前払金支出割合による一般管理費等率の補正</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>前払い金支出割合区分</th> <th>5%以下</th> <th>5%を超え 15%以下</th> <th>15%を超え 25%以下</th> <th>25%を超え 35%以下</th> <th>35%を 超える場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補正係数 (γ)</td> <td>1.05</td> <td>1.04</td> <td>1.03</td> <td>1.01</td> <td>1.00</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">2-3-1 69</p>	工事原価 適用区分等	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの		下記の率とする	算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による	a	b	一般管理費等率	22.72 %	-5.48972	59.4977	7.47 %	前払い金支出割合区分	5%以下	5%を超え 15%以下	15%を超え 25%以下	25%を超え 35%以下	35%を 超える場合	補正係数 (γ)	1.05	1.04	1.03	1.01
工事原価 適用区分等	500万円以下		500万円を超え30億円以下		30億円を超えるもの																																																
	下記の率とする	算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		下記の率とする																																																	
一般管理費等率	23.57 %	a	b	9.74 %																																																	
前払い金支出割合区分	5%以下	5%を超え 15%以下	15%を超え 25%以下	25%を超え 35%以下	35%を 超える場合																																																
補正係数 (γ)	1.05	1.04	1.03	1.01	1.00																																																
工事原価 適用区分等	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの																																																		
	下記の率とする	算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による	a	b																																																	
一般管理費等率	22.72 %	-5.48972	59.4977	7.47 %																																																	
前払い金支出割合区分	5%以下	5%を超え 15%以下	15%を超え 25%以下	25%を超え 35%以下	35%を 超える場合																																																
補正係数 (γ)	1.05	1.04	1.03	1.01	1.00																																																